

**「但馬地域ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」実施業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 事業目的

大阪・関西万博を契機に、但馬地域のひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）の認知度向上及び但馬地域への誘客を目的に、メディアを対象としたファムツアーを実施し、但馬地域のFPのメディア露出を図っていく。そして、今回の業務により但馬への誘客・交流人口の拡大を図り、FPも含めた但馬地域の持続可能性を高めていくことを目指す。

そのため、当該業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

「但馬地域ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー」実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 委託上限額

1,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) スケジュール

期日	内容
6月18日（水）	募集開始
6月25日（水）午後5時	質問書の提出期限
6月30日（月）	質問書に対する回答の期限
7月7日（月）午後5時	応募図書の提出期限
7月中～下旬	審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

- (1) 本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。また、複数の企業・団体の共同体により応募することを可能とするので、その際は代表となる事業者が申請すること。

ア 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

イ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

ウ 事業の実施にあたり、兵庫県との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者

(3) 共同企業体による参加

ア 全ての構成員が、3(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和7年6月18日（水）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/banpaku/famproposal001.html>)

5 募集要項の内容に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質問は質問書（様式5）により、電子メールで送信するものに限る。件名を「但馬地域ひょうごフィールドパビリオン・ファムツアー実施業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。

(2) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月30日（月）までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、共通事項に関しては兵庫県ホームページに

も掲載する。

6 応募図書の提出等

(1) 募集期間

令和7年6月18日（水）から同年7月7日（月）の午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送により提出すること。

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）

※郵送の場合、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年7月7日（月）午後5時までに事務局に到着するように提出すること。

(3) 提出書類

提出書類は、A4またはA3で作成し、A3の場合はA4サイズに折りたたむこと。

ア・ウ・エ・ケ・コは、正本に加えて、データも下記メールアドレスに納品すること。E-mail：tajimakem@pref.hyogo.lg.jp

書類名		様式	部数
ア	応募申請書	1	正本1部 データ要
イ	応募者概要	2	正本1部
ウ	企画提案書	任意	正本1部 副本5部 データ要
エ	会社概要等応募者の概要を説明する書類 ① 応募者の概要がわかるパンフレット等 ② 法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類（発行後3ヶ月以内のもの、コピー可） ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	—	正本1部 副本5部 （①のみ） データ要 （①のみ）
オ	納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること	—	正本1部
カ	財務諸表（直近1ヶ年のもの）※法人の場合のみ ① 貸借対照表	任意	正本1部

	② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること		
キ	共同企業体協定書(共同企業体で参加の場合のみ) ※代表企業に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し1部
ク	共同企業体届出書(共同企業体で参加の場合のみ)	3	正本1部
ケ	人員配置計画、実施体制	任意	正本1部 データ要
コ	見積書	4	正本1部 データ要

(4) 企画提案書の作成について

ア 企画提案書の内容について

(ア) 本業務の実施スケジュール

(イ) ファムツアーの行程概要

- ・参加メディアに対し、但馬FPへの理解が深まり、魅力を実感できるようなファムツアーを企画し、但馬地域に誘客を促す提案をすること。
- ・但馬地域のFPモデルコースを基に、SDGsを推進し地域の課題解決に向け、テーマ性及びストーリーを持ったツアーを計画すること。
- ・令和7年9月頃を目安にツアーを催行し、およそ1カ月後をメディアへの掲載時期の目安として想定すること。ただし、より効果が見込まれる実施時期を提案することは構わない。
- ・詳細は別添「仕様書」のとおり

＜但馬地域のフィールドパビリオンモデルコース＞

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/press/20250228-2.html>

(ウ) FPの発信に適した招聘するメディアの情報

(エ) 業務を実施する上でのPR点

(オ) 類似業務実績

上記(ア)から(オ)は必ず含むこととし、その他は任意とする。

イ 企画提案書の作成方法

(ア) 企画提案書のページ上限は、10ページ(表紙・目次を除く、A4またはA3サイズ横書き、A4サイズの長辺綴じ、片面印刷)とする。表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。散逸しないようにホッチキス等で製本し、提出すること。

(イ) 文章を補完するための、写真、イラストなどの使用は可とする。

(ウ) 文字サイズは図表中の文字を除き、12ポイント以上とすること。

(5) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(6) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 提案書の著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

(8) 応募図書の取扱い

提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。また、応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、(2)の審査基準に基づき審査の上、業務を委託する者の選定を书面審査にて行う。なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査項目・基準

審査項目	審査基準
企画構成	・事業の目的を達成するため、また業務を実施するうえでの妥当な企画内容、実施方法であるか ・FPの趣旨・目的や但馬地域の特性を理解したうえでの企画であるか ・企画力と実効性のある提案であるか
確実性	・適正な業務工程が設定されているか ・業務実施に当たり、関係先に協力が得られる内容であるか
実施体制	・適切に業務を実施できる体制が整っているか ・業務を実施するに当たってのノウハウ、実績を有しているか
費用	・事業内容に見合った経費であるか
その他	・業務を遂行するに当たっての創意工夫等が感じられるか

(3) 応募者が1者の場合、審査委員会において審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施できると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。

(4) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

8 その他

(1) 期限までに応募がなかった場合は、再度公告し、企画提案に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

(2) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)

(3) 県は、業務を委託する者として選定したもの（以下「選定業務者」という。）と

提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (4) 選定業務者は、(3)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務実施後に実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (5) 委託料の支払いは原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務遂行上必要と認められる場合は前金払を行うことができる。
- (6) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (7) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

9 事務局

兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課 衣川

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

電話 0796-34-6126（直通）

電子メール tajimakem@pref.hyogo.lg.jp